

## 4. 山梨県における初期の地方病対策について

### (3) 地方病対策の開始と知事「告諭」

梶原 徳昭

#### 4. The Early Stage of Schistosomiasis Control in Yamanashi

##### (3) Beginning of Schistosomiasis Control Project and the "Official Instruction" for Schistosomiasis Control Published by the Governor of Yamanashi Prefecture

Noriaki KAJIHARA

キーワード：日本住血吸虫病対策，宮入慶之助，宮入員，知事告諭

筆者らは，山梨地方病撲滅協会の要請により，百年余にわたる山梨の地方病（日本住血吸虫病）およびその対策に関わる資料収集を継続している。

前報<sup>1)</sup>に示したように，中間宿主発見という画期的報告を契機に県医師会から提出された「建議書」は，山梨県に地方病対策の早期実施を迫るものであった。

これを受けた県は，それまで補助金を交付してきた医師会附属地方病研究部を始めとする内外の研究報告を検討し，大正6年採取除去法による宮入員対策を開始することになった。山脇春樹山梨県知事は翌7年5月，地方病撲滅に関する「告諭」および地方病とその予防法の概要を記した「別冊」を発表し，『本病の原因を排除し其の撲滅を期するに些の遺策なきを期すべし』と住民への地方病の周知と撲滅への意気込みを示している。

今回は，従来明かにされていなかった「建議書」受諾以降の行政側の対応と本県最初の試みである採取除去法による宮入員対策開始に至る過程について考察したので報告する。

資料の旧仮名使いカタカナ表記は，原文を損なわない程度にひらがな表記に改め，必要に応じて句読点を加えた。[ ]は筆者による注記である。

### 資 料

#### 1. 資料13 事務引継書 知事官房秘書係

○13-1 熊谷喜一郎知事から若林資蔵知事への事務引継書（大正2年6月7日）

〔県立図書館蔵県行政文書「大正2年事務引継書」〕

地方病調査に関する件

本県に日本住血吸虫病と称する一種の地方病あり中巨

摩，北巨摩，東西山梨及東八代等の各郡下に亘り逐年該患者増加の傾向あり為に人命を傷い生産を妨ぐるもの少しとせず。然るに其の病原未だ不明なるを以て之が調査の必要ありと認め，去る明治四十二年より山梨県医師会をして特に地方病研究部を設立せしめ医学士土屋岩保（現医学博士）を聘し専ら之が調査を担当せしめたり。後土屋博士の侍医を奉仕し，主として其調査に従事すること能はざるに至るや更に医学士宮川米次をして其の任に当らしめつつあり。而して該調査の結果本病は一種の寄生虫より来れるものにして其感染経路たる皮膚より人体中に侵入之れが病原をなす者にして又経口的ならざる事及之れが予防法としては防水布或は天竺木綿等を皮膚中接水部に纏ひ後ち入水するに在る事を確めたるも未だ之れを以て本病予防上安全なりと言うべからざるのみ。

而已ならず尚之れが治療法に付き更に研究の必要ある為に目下継続従事せしめつつあり。而し本年度より土屋博士治療方法を宮川学士予防方法を各互に分掌進行せしむべき予定なり。而して明治四十三年度以降調査費として毎年金壱千円宛同会に交付以て之れが実行を督励しつつ居れり。本件調査は素より今後進行の状態に俟たざるべからずと雖も尚暫時継続研究の必要あるものの如し。

○13-2 若林資蔵知事から添田敬一郎知事への事務引継書（大正3年6月）

〔県立図書館蔵県行政文書「大正3年事務引継書」〕

地方病調査に関する件

県下中巨摩，北巨摩，東西八代，及東西山梨の六郡下に亘り古来日本住血吸虫病なる一種の地方病あり。而して該患者亦逐年増加の傾向あるは公衆衛生上深く憂ふべき現象なりとす。於茲乎去明治四十二年申より山梨県医

師会をして特に地方病調査部を設置之れが研究に従事せしめたり。而して其翌四十三年度以降該調査費として毎年金壺千円を同会に補助し之れが督励に努めつつあり。然るに幸にして近時漸く該感染経路は一に経皮的にして且中間宿主の存在せるを簡明し得るに至れり。

尚本病予防法に関し此程医師会長より建議し来りたるを以て之れが実行上に付きては目下主務課に於て専ら調査中に属せり。要之本病予防法としては近時稍確を得たるも一面治療方法に関し今後尚幾多継続調査必要ありとす。

### ○13-3 阪本三郎知事から山脇春樹知事への事務引継書(大正5年10月)

[県立図書館蔵県行政文書「大正5年事務引継書」,「山梨県史資料編14 近現代1.政治行政I」737頁]

#### 一、地方病に関する件

本県の地方病たる日本住血吸虫病は医師会員の臨床調査によれば其分布区域甲府市を中心とし西山梨・中巨摩及北巨摩・東八代・東山梨の一部五拾余ヶ村に亘り、患者八千余名に達し其病状は慢性頑固にして県民の健康を侵害すること益々甚しく、従て清算能力を萎靡せしむるもの少しとせず。是が予防を講じ撲滅を企図するは本県衛生上の急務に属するを以て、明治四十二年以来毎年県医師会に金壺千円を交付し調査研究をなさしめ漸く一部予防方針を確立するを得たり。依て一面教育的予防法を以て益々本病に処するの思想を啓発し、同時に一面に於て患者糞便の処置及中間宿主の駆除法を行はんとし、左の計画事項に依り之を実施せむとす。

1、地方病研究部に於て小学四年以上の児童に了解し得べき程度の本病の原因及予防上に関する児童読本を編纂し、学校児童より一般家庭に及ぼすの目的を以て夏季休暇中懸賞を付し学校教員より之が草案を募集し、教員をして先予防上に関する智識を研究せしむるの手段を採りたるに、応募者四十七人の多数を得、既に其審査を終りたるに付之を出版頒布し予防思想の啓発普及を講ぜんとす。

2、有病町村に於ける本病中の中間宿主(宮入貝)の駆除方法として町村若は衛生組合等をして其買上を為さしめ、之に対し適當の補助を交付せんとする見込みなり。

3、本病蔓延の最大原因を為す糞便の処置に就ては別紙方法の実行方督励中に属するも、財政上其施設を許さざる者に対しては将来適當の時期に於て補助の方法を講究せんとす。

### ○13-4 日本住血吸虫病予防事項 [引継書に添付されている謄写版印刷文書]

一、人体より排出せらるる糞便内の虫卵を死滅せしめ孵化せしめざることを。

此方法は新に排泄せられたる糞便を一定の期間貯蔵せしむる為別に糞溜を設備せしめ、三、四週日貯蔵の後に非ざれば施肥に供せしめざるにあり。本法は独り本病虫卵のみならず、少くとも実験的に殆ど一切の寄生虫卵又は病的細菌を死滅せしむるに足り且農業方面より見るも施肥上最も得策とす。

二、町村其の他の団体をして中間宿主たる宮入貝を買上げせしむること。

買収したる貝は之を一定の容器に貯へ置き水を加へて煮沸すれば容易に死滅す。

三、屋外脱糞の弊を矯正すること。

屋外脱糞は本病のみならず多くの寄生虫及消化器伝染病蔓延の源を為すを以て、其弊を矯正するは勿論出来得べくんば衛生組合等にて毎朝早く屋外人畜の糞を拾集せしむるの方法を採らしめ、之を一定の糞池に投ぜしむるは良策ならむ。

四、濫に有病地の河川溝渠に立入り水泳せしめざる様注意すること。

肥桶を濫に河川に於て洗浄せざること。

### 2. 資料14 地方病予防撲滅協議 [山梨日日新聞 大正5年7月30日記事]

中巨摩郡役所にては、各村長を召集して日本住血吸虫病の中間宿主たる宮入貝の駆除撲滅及有病地の便所改造に就て協議し、当日招聘に応じて出席せる保健調査会の用件を帯て滞峡中なる同会委員宮入博士は、該虫の卵子が人体を出て水中に入り、中間宿主に於いて发育を遂げ、再び水中より人体に浸入する経路を約1時間に亘りて詳細に説明し、田中県衛生課長は該病の恐るべきことを述べ、中巨摩郡学校医会長杉浦健造氏は顕微鏡を以て中間宿主より検出したるチェルカリア(幼虫の人体に浸入する迄に发育せしもの)の運動状態、人体の解剖による肝臓に浸入せし虫体の状態及腸管膜にある卵子の状態を説明したるが、便所の改造には改造者の資力如何に依って県の補助を仰ぎ、中間宿主の駆除撲滅には村役場に於て該貝を買上ぐる方法を採る見込みなり。

### 3. 資料15 地方病の説明 県会議長室に於て [山梨毎日 大正5年11月23日記事]

年々県より多額の補助を受けて研究に研究を積みたる本県の地方病「日本住血吸虫病」は最早大部分の研究を終り原因結果等を明らかにしたるが其治療に要する薬剤は欧州戦争の為め独逸よりの輸入途絶し、他に供給を仰ぎ難きを以て治療上には成績を示めず能はざるも予防法は此際遂行の必要ありとて明年度の予算には六百円の調査費と千円の予防費を置きて県自ら事業を為すこととなりたるに付き昨日田中衛生課長は喜多島該研究所長(部長)と共に県会議長室に於て経路並に顕微鏡に依り生虫

の現状を示して詳細なる説明を為したり。

4. 資料 16 甲府盆地と日本住血吸虫病 宮入博士と  
中間宿主 [峡中日報 大正 6 年 1 月 26 日, 27 日記事]  
前紙に記した日本住血吸虫病の中間宿主たる宮入貝の  
予防駆除方法に就き同博士は其考案として左の如き意見  
書を田中衛生課長に寄せられた。

第一着の施設 甲府盆地における住血吸虫病予防の事  
は今から着手するとしてその施設の順序を言えば

- (イ) 田圃の状態に於て許す限りなるべく早く例えば雪解  
け霜柱の立たざる時期以前すなはち田圃間の溝渠に水  
の溜まらざる時、草の芽の萌え出ざる前にこの巻き貝  
を拾い取ること。さすれば貝の体内に成熟したるツェ  
ルカリアを殺し、今年の幼貝の生産を制限する事を  
得る。
- (ロ) 学校にて児童に野糞の恐るべきことを教えてもら  
うこと。衛生講話会において大人らに野糞の恐るべき理  
由を諄々と説示する事。犬猫の糞も人糞同様に恐るべ  
きものなることを教える必要あり。
- (ハ) 村落にては四月頃から人夫を雇ふて毎朝野糞の收拾  
を実行すること。此らの人夫等は糞便を見たならば人  
糞のみならず犬猫の糞をも丹念に拾い取るべきこと。  
斯くして今年の夏もしくは来年の初夏に成熟すべきツ  
ェルカリアの發育を未然に防遏することを得。
- (ニ) 巻き貝を拾うのは経験上多く感染したる巻き貝の  
ある溝渠を先にすること。多く感染したる巻き貝の  
あるは人の交通繁盛なる道路に沿った溝渠なり。
- (ホ) 野糞を拾わせるには溝渠に沿った道路の上において  
特に注意せしむること。

これに対する実際の準備が肝要である。

甲 巻き貝を拾うべき溝渠をあらかじめ定むること。  
これらの事は是非県の衛生方面の技術者側が親しく郊外  
を踏査して入念に取り調べを為し、1カ所に付き少なく  
とも貝の 2, 3 百個を拾い取りこれを鏡検してその感染  
の歩合を見、標柱を立てその歩合の多き溝渠より貝を収  
拾すること。

乙 巻き貝を如何にして收拾するのが最も容易である  
か、この間の解答がこの仕事の中において最も大切なる  
所である。ここがすなはち山梨の新予算千円の価値の存  
する所である。凡そ物はこれを為す度が重度なる程上  
手になるものである。又従って知恵の加わるものなれば  
ともかくもしてこれを拾うて見る。手を懐にしてかれこ  
れと考へたところでそれは無用の業である。もしも老生  
が自ら其の事に当たるとすれば、先ず村役場に就きて問  
い合わせを為し農村の某部落に於いて雇われて働きそ  
うな人は無きや、根気よく物の工夫を凝らすの人物はなき  
やと尋ねれば必ず一人や二人は相当な人間を捜し当てる

ものである。この人々に役場へ来て貰うて話を為し、日  
給をウムと奮発して雇い入れ、老生自身が先立ってかね  
て定めおきたる溝渠に同行して巻き貝を拾うて見せる。

一日二日と段々一緒に拾うて居る中にその人物に工夫  
あれば必ず仕事を容易にする考案が出来てくる。始めの  
中は幾ら拾えてもその拾い得たる貝の量の多寡を主眼と  
せず専ら容易に貝を拾う工夫を凝らさせ、後に到りては  
その人々を師匠として他の人々に貝の採集方法を伝授さ  
せるのであるから日給は思いきり奮発する。

斯く部落毎に一兩人づつの拾い上手が出来上がる頃は  
大抵一日勉強すれば下手な人物でもどれくらいは拾える  
ということが知れて来よう。さすれば後々には誰が拾う  
てもかまわぬ。略一人一日の仕事として相当の利方に当  
たるようになり一合幾らと切つて買い上げて宜しい。  
此れがすなはち実行上の腹案としてこの事は老生等が昨  
年下半期に検便を行いたる住吉、山城等の 25 部落及び  
登美村もしくは中巨摩、西山梨郡の中にて甲府に接近せ  
る土地に於いてこれを実行すること例えば清水、新居、  
徳行等も宜しからんが、尤もこの検便は前もって行つと  
あれば最も宜しきが必ずしも無きを妨げず費用次第にて  
何等準備のなき部落に於いて行つても一向に差し支へは  
ない。

以上が博士の来状。来る三月二十二、二十三日～四  
月十日前ならば博士は来峡して実行方法の援助及び講演  
も辞せずと申し来たりとの由。

5. 資料 17 地方病征伐 ◇愈一日から実行 [山梨日  
日新聞 大正 6 年 4 月 6 日記事]

山梨地方病研究部が地方病の根本的予防撲滅策として  
其原虫ツェルカリアの中間宿主たる宮入貝を採取すべく  
成案を立てたことは既記の如であるが、同部は愈本一月  
一日から其採取に着手した。採取の期間は一日から十五日  
迄の十五日間で採取の区域は

北巨摩郡登美、塩崎、旭、大草、龍岡の五ヶ村。中巨  
摩郡御影、田之岡、今諏訪、鏡中条、五明、池田、藤田、  
南湖、龍王、玉幡、貢川、西条、常永、小井川、花輪、  
忍、三町、二川、大鎌田、稲積、国母、松嶋、福岡の  
二十三ヶ村。西山梨郡相川、千塚、大宮、里垣、甲運、  
国里、山城、住吉、朝井、清田の十ヶ村。東八代郡上曾  
根、下曾根、増田、富士見、石和、白井河原、右左口の  
七ヶ村是に甲府市を加えて一市四十五ヶ村で

先ず各村三名宛の人夫を雇入れた。人夫等は一日の朝  
早く所轄の郡役所に集合した。箆を肩にするあり、ずた  
袋を頸に掛けたるあり、風呂敷を背負いたるありで其の  
風俗の珍妙なのと郡役所との対照が頗る奇抜であった。  
中巨摩の郡役所へは田中衛生課長が出張して人夫達を一  
室に集めて貝の採取方法、採取上の注意等を申し渡した。

それから郡役所吏員、竜王警察署員に衛生課長が人夫等に付添って警察署の裏手に当る鉄道線路に沿った処の小川に就て先ず実地の練習を行らした上各自の村に引揚げしめた。甲府市では、研究部長の喜多島氏が人夫を引連れて穴切神社付近に行つて実地に教授した。人夫の日当は一日五十銭、一日の採取量を一合五勺と見積つて若し一合五勺を越えれば十銭割増すと言うのだから各人夫等は一生懸命に採取して居る。採取した宮入貝は何も県庁に持って来て焼却するそうだが恐らく小山を作る位集まるだろうと係の役人は其容器の心配をして居る。

#### 6. 資料18 山脇春樹知事による「告諭第1号」

○18-1 告諭本文 [「山梨県医師会誌」858～860頁再録。山梨毎日大正7年5月24、25日記事]

本県の地方病たる日本住血吸虫病は、其の病状慢性頑固にして県民の健康を侵害すること甚だしく従つて生産能力を萎靡せしむるもの亦少なしとせざるが故に是が予防を講じ撲滅を企図するは本県衛生上の急務に属するを以て明治四十二年以来県医師会をして調査研究をなさしめ本病の伝染経路と予防方法の一部とを確立するを得たり。

依つて其の概要を録せる別冊を爰に開示し、各自に其の抛る処を知らしめむとす。

当該地方に在つては特に其の予防方法に関し予め相当施設をなし本病の原因を排除し其の撲滅を期するに些の遺策なきを期すべし。

大正七年五月二十三日

山梨県知事 山脇春樹

#### ○18-2 告諭別冊

[別冊として、本病の国内分布状況、病状、病原虫の生活史が解説され、次いで予防法が説明されているが前段省略]

(…前略) 然らば如何にして之を予防し撲滅することが出来るか、左記事項を遵守することが最も宜しい。

1. 糞池に排泄せられたる便は充分に腐敗発酵した後肥料とすること。
2. 野糞は絶対にせざること。やむを得ざれば穴を掘りてすること。
3. 濫りに水中に入らざること。
4. 最も必要なるは中間宿主たる宮入貝を駆除することであり。則ち宮入貝をなくすと云ふことは此の病気をなくすることであるからであります。然らばどうして此の貝を駆除するか其の方法に二つある。一は人工的駆除法であり一は自然的駆除法であります。

#### (イ) 人工的駆除法

人の力を以てすることは到底自然の方法には及びませんが其の方法にも種々あります。則ち薬剤を以てする方法、土地を変換する方法等であります。然しこれらの方は誠に不確実でありますので昨年は人夫をして採らして見ましたが四月中晴天約一〇日位で一石三斗八升ばかり採れまして其の成績は稍良好なる状況でありましたので本年は有病地の青年団、衛生組合員等を煩わして採取致しました。今のところで昨年の四、五倍は採れ様かと思ひます。此の方法は水の無い処で貝を拾集するのでありますから危険もなく又四月の候としますれば農閑の時期でもあり一つには此の貝を卵ごと採りますから一つ採つても幾百の貝を得ます道理であります。又一つには此の時分には無数の孫虫が此の貝の中に増殖した頃でありますので一つの貝を拾つても数限りなき孫虫を殺しうる道理でありますが故に此の方法は人工的駆除法としては最も確なる方法でありまして有病地の人は何人でも此の貝を見つけ次第採取煮殺することが緊要であります。

#### (ロ) 自然的駆除法

此の方法は最も有力なる方法であつて且つ経済的な方法であります。特に危険にして近寄ることを忌む水中の貝を駆除する方法であります。宮島博士が昨年夏の初め種々研究の結果一種の蛆の様な虫が盛んに此の貝を喰うことを発見され此の虫は一種の昆虫の幼虫であることが判明した。則ち蛍の親が夏の初めに出て草の処に行つて小さい卵を生む其の卵は黄色い粟粒位で夜見ると光つて居る。而して三四週間位たつとその中から蚕のような小さな幼虫がでてくる。小さな幼虫は小さな貝大きな幼虫は大きな貝を喰う。大概一疋の蛍が三日に一つの貝を喰う。而して親蛍になるまでに六十乃至百の貝を喰う割合になるのであります。十分食を取つた幼虫は一寸位になつて終いには土中に入つて一つの繭を造つてそこで蛹になり夜は全身光を發する。約二週間位で蛹から真っ黒な蛍が出てきます。此の如くして蛍は親の時代に目を樂しめ幼虫の頃には吾人人類の生命を危険にするところの寄生虫を媒介する宮入貝を喰ひ尽くすところの妙機を有するが故本病予防のため貝を採取すると同時に蛍の繁殖を計り、一面に於いて蛍を保護し決して此の益虫の捕獲をなさしめざる様注意せられたい。

## 考 察

#### 1. 知事交代に伴う事務引継書(資料13-1～-3)

前報<sup>1)</sup>に述べたように、中間宿主確定の報に接した県医師会は知事に対して大正3年5月「建議書」を提出し、早急な予防対策の実施を求めていた。この建議に対し、県から医師会への直接的な回答の記録は残されていない。